

さいたま市長 9月定例記者会見

平成20年9月25日（木曜日）

午後1時30分開会

○ 進 行 記者クラブの皆さん、定刻になりましたので、ただいまから定例記者会見を始めさせていただきます。

それでは、記者クラブ幹事社さん、よろしくお願いいたします。

○ 東京新聞 今月幹事社の東京新聞です。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の記者会見の内容について市長のほうから説明をよろしくをお願いします。

○ 市 長 皆さんこんにちは、それでは定例の記者会見を始めさせていただきます。本日の発表議題は、3件であります。

まず、第1件目、「平成20年度10月1日付け、組織改正」を行います。

まず、地球温暖化対策などの新たな課題や全庁的な歳入確保策など喫緊の課題に対応するため、10月1日付でさいたま市の行政組織を改正をすることといたしました。

組織改正の主な内容としては、まず、財政局税務部に「債権回収対策課」を新設をいたします。これについては、後ほどの議題にあります債権回収対策の一環として、専門の組織を設置をするものであります。

「債権回収対策課」では、市税や国民健康保険税、保育料などの高額困難な案件について、集中をして徴収に当たるとともに、債権を所管する担当課への助言、指導などの支援体制を構築をし、徴収体制を強化をしていきます。

次に、地球温暖化防止対策に向けた組織体制の整備についてですが、これは環境局環境共生部の環境総務課及び環境対策課に課内室として「地球温暖化対策室」及び「交通環境対策室」をそれぞれ新設をするものであります。

地球温暖化は人類が抱える重要な環境問題です。市としても地球温暖化防止のための取り組みを一層進めるとともに、八都県市による連携した効果的取り組みをこの組織において進めてまいります。

最後に、組織の名称変更についてですが、政策局政策企画部スポーツ企

画課の課内室、サッカーミュージアム準備室をサッカープラザ準備室に変更することといたします。これまでさいたま新都市第8—1のA街区に導入する施設を(仮称)さいたま市サッカーミュージアムとしていましたが、来場者が楽しみ、体験できる施設を目指しており、そのイメージを正確にお伝えをするため、(仮称)さいたま市サッカープラザに施設名称を変更することといたしました。これに伴い組織の名称につきましてもあわせて変更するものであります。

組織改正については、以上です。

続きまして、議題2「10月から全庁的な債権回収対策を開始します」についてご説明をいたします。

本市では、健全な財政運営を図るために、自主財源の確保・拡充などについて積極的に取り組んでいるところですが、市が保有する債権については、さらに回収努力が必要な状況にあります。

このため、市民負担の公平性の確保といった点も含め、歳入の安定確保に向けて新たな取り組みが必要となってまいりました。

そこで、本年2月、「さいたま市債権回収対策本部」を設置をし、全庁的な債権回収対策の検討を重ねてまいりましたが、去る8月28日に開催をした対策本部会議において、取り組みの基本となるべき「さいたま市債権回収対策基本計画」を策定をいたしました。

また、先ほど組織改正の中でも説明をいたしましたが、新たに専門組織として「債権回収対策課」を設置し、10月1日から全庁的な債権回収対策を開始をいたします。

この債権回収対策のねらいといたしましては、高額困難事案の集中処理など全庁的な債権回収対策に取り組むことにより、徴収の専門知識やノウハウの共有化などを行い、徴収業務の効率化を進めて徴収体制の強化を図るものであります。

実施期間につきましては、本年10月1日から平成24年3月31日までとしております。この3年6カ月の期間において、集中的な取り組みを行い、一定の成果を出したいと考えております。

対象債権は、市税、国民健康保険税など市が保有する34の債権で、収入未済額の合計は平成19年度決算見込みでは、約322億5,000万

円となっております。

取り組み内容につきましては、7局18課(所)にわたる債権所管課が、所管する債権ごとに債権回収実施計画を策定をし、効率的かつ効果的な債権回収を進め、収納率の向上を図ることを目標といたしております。

なお、新たに設置をします「債権回収対策課」では、債権所管課が行う債権回収を支援いたします。

主な支援策といたしましては、各債券の所管課に対し、必要な助言・指導を実施をするほか、マニュアル作成の支援、研修、債権回収の専門家を活用した実務相談などを実施いたします。

また、市税、国民健康保険税、保育料、入学準備金・奨学金貸付金及び入院医療費の5つの債権のうち、特に高額困難事案について集中的な滞納整理を行うことといたしております。おおむね1,400件程度を債権所管課から引き継ぎ、積極的に回収を進める予定といたしております。

今後、対策本部において全庁的な債権回収対策の進行管理を行いながら、本市の徴収体制を強化をし、歳入の安定確保に努めてまいります。

債権回収対策については以上です。

次に議題3「さいたま市民まつり“咲いたまつり2008”」の開催内容についてご説明をいたします。

今年で6回目を迎える「咲いたまつり」は、10月11日、土曜日、12日、日曜日の2日間にわたりまして、さいたまスーパーアリーナ及びさいたま新都心駅西口周辺にて開催をいたします。

今回は全国規模のイベントであります「日本のまつり」を同時開催をします。

12日にさいたまスーパーアリーナのメインアリーナで開催をする本公演は、事前に観覧希望者を募集させていただいたところ、大変多くのご応募をいただき、8月4日の募集開始から10日間ほどで満席になりました。

その後も市内はもちろん、市外、県外の方から、たくさんのお問い合わせをいただくなど、全国の注目を集めており、「咲いたまつり」も例年以上に盛り上がり期待をされます。

また、入場券が入手できなかった方のため、サブ会場であるコミュニティアリーナ、これ入場無料であります。において、一部の団体を除き、メ

インアリーナと同様の内容で公演をしていただくことといたしました。

その他のメインイベントとして、「イルミネーションパレード」「THE 登竜門」「YEGふれあいフェスタ2008」を行います。

「イルミネーションパレード」は、「日本のまつり・The MATSURIサミット」参加団体や10区のドラゴンフロートと区民、120メートルの昇天竜などが新都心の夜を彩る華やかなパレードでございます。

また、「THE 登竜門」では、さいたま市の歌「希望のまち」を歌うユニットのオーディションとストリートミュージシャンのコンテストを行います。

「YEGふれあいフェスタ2008」の中では、サイエンスショーやプロスポーツ選手との触れ合いなどを楽しめるほか、さいたま市の産業観光をPRする「さいたま小町」選考会を行います。

さらに、サブイベントとして、ダンスや音楽などのパフォーマンスを披露する「市民ステージ」や、本格的なジャズライブを行う「JAZZの祭典」、また、さまざまな種類の屋台やフリーマーケット、観光物産展などで食事やお買い物もお楽しみいただけるほか、さまざまなイベントを開催いたします。

また、この今、後ろに、右隣にありますが、「咲いたまつり」の開催を記念をしたデザインの宝くじを販売をいたしております。販売期間は9月24日から30日です。

この「咲いたまつり」は、市民の皆様の参加によって築き上げられていくお祭りであります。多彩な市民参加イベントを、多くの皆様楽しんでいただきたいと考えています。

議題については、以上です。

なお、鉄道博物館が来月開館1周年を迎えますが、これを契機に鉄道のまちでもあるさいたま市では、鉄道に関する検定を「さいたま市けんてー」と称して鉄道博物館並びにさいたま商工会議所と共同して実施いたします。

なお、本件については、10月7日の火曜日、午後2時から鉄道博物館で詳細な発表でございますので、取材方をよろしく願いをいたします。

とりあえず以上です。

- 東京新聞 ありがとうございました。
市長のただいまの説明について質問があればお願いします。
- 読売新聞 読売新聞です。債権回収についてお伺いします。
19年度決算見込みで322億5,000万円とありますが、これ前年比では、前年と比べてどのくらい増えているのか、減っているのかということと、すみません、あともう2点ですけど、債権の34債権ありますが、この中で二、三、多額の債権を御指摘いただきたいということと、あと最終的な、3つ目ですが、未済者というか、未納者に対して強制力みたいなものを積極的に活用していく用意があるのかというようなこと、3点お願いします。
- 市 長 主な債権の収入未済額ですね、は平成19年度決算見込みで次のとおりとなっています。多い順に申し上げます。1番が国民健康保険税、186億5,000万円、それから市税が116億6,000万円、生活保護費返還金が4億9,000万円、介護保険料が3億9,000万円、それから下水道使用料が2億2,000万円、保育料が2億1,000万円、水道料金が約2億円、市営住宅等使用料が約9,000万円、市立病院の入院医療費が8,000万円、下水道受益者負担金が7,000万円、約このような中身ということであります。
それで、強制的に云々というお話があったんですが、公債権と私債権という債権2つに実は分かれておりまして、この公債権というのは地方税法に基づく差し押さえ等々の滞納処分ができるものを公債権といいます。それができないものを私債権と便宜的に分類をしているわけですが、滞納処分ができないものについては最終的には訴訟などの裁判手続になるということになるために、それを2つに分けて考えております。公債権については、悪質なものについては、もちろん滞納処分をしていくということになりますし、私債権も高額なもの、また悪質なものについては訴訟も最終的には辞さないということになるかと思えますけれども、ただ裁判というのは物すごく手続等の時間もかかりますので、なるべく催告という手段によってですね、お納めいただけるように努力をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。
2番目。担当のほうからお願いします。

○ 事務局

34債権の総額でございますが、お手元に示してございます平成19年度の決算額、約322億5,000万というふうに計上させていただいておりますが、こちらは今説明がありました中で企業会計がでございます。企業会計につきましては、3月31日で一旦切りますので、本来、官庁会計につきましては5月31日でぴたっとした数字が出るんですが、3月31日の時点で切っておりますので、本来の今回の債権回収対策の対象となる額を暫定的に5月31日で調整をさせていただいている数字でございます。実際に近い数字として約322億5,000万円を計上させていただいておりますが、これの18年度につきましては調査を始めた段階で、実際には数字をとっておりません。実際の決算上の数字、平成18年度、今回のこの債権回収対策を開始する時点で平成18年度の決算額、未納額を約379億円というふうに調査をしております。この数字に対しまして平成19年度の決算での未済額が約375億円ということで、総計ではこの数字につきましては約4億円減となっております。

○ 市長

先ほどですね、議題2のところでご説明申し上げました高額困難事案の集中処理というふうに申し上げたんですけど、ちょっとわかりづらかったかもしれませんので、少し追加をさせていただきます。

じゃ、まず高額困難事案とは何なのかということですが、債権回収対策課が債権所管課から引き継いで集中処理する5つの債権のうち、1件当たりの未納額が一定金額以上のもので、完結処理することが困難な事案。例えば、市税では1件500万円以上という滞納案件が該当します。

この集中処理というのは一体何なんだということになりますが、債権回収対策課に徴収のベテラン職員を配置をして、債権所管課が抱える高額で困難な事案を引き継ぎ、集中的に滞納整理を行うものでございます。これによりまして、滞納者への交渉の一本化、それから事務手続の集約化、それから専門的なノウハウの蓄積等による効率化、これが図られるものというふうに考えております。

一本化というのは、滞納者というのは1つのものだけを滞納しているんじゃないくて、幾つかにわたって滞納していると、こういう事例が非常に多いものですから、それぞれがばらばらにやるよりも、AさんならAさんは市税と国保税を滞納しているよということであれば、それ1本でお願いを

していくということのがずっと効率的だろうということも含めております。

○ 朝日新聞

朝日新聞です。

この債権回収対策課の組織体制、人数も含めて、体制についてお伺いします。

○ 市長

今のお話、組織ということではありますが、今やはりこういう債権対策、非常に景気も悪いということの中での、これ以上ふやさないということが、滞納者にとっても、この徴収事務に当たる市にとってもですね、お互いにいいことなんだろうというふうに思っております。

債権回収対策では、収納対策課の業務の一部を移管するというので、人員も9名の収納対策課から異動させまして、6名を増員して15名体制とすると。

それから、地球温暖化対策室や環境対策室においても、やはりそのような体制でいくということにいたしております。

職員数全体では、定員適正化計画に沿って削減をしていくということで、この限られた人員を重点的な分野に配分をしていって、組織の肥大化を防ごうということの努力は重ねているところであります。

具体的な人数といえますか、充てる人ですが、国などでの研修が終わった職員、それから高校総体がここで終わりましたので、高校総体に当たっていた職員、こういったものを回すということを考えております。

よろしいですか。

○ 毎日新聞

すみません、毎日(新聞)です。

今その国の研修に出ていた職員配置するということですが、国のほうで、その特別な研修を受けた方という意味ですか。

○ 市長

いや、そういった意味じゃありません。例えば自治体に行かせるとかですね、いろんな形での研修がありまして、このところでちょうど数名ですね、研修から帰ってくる職員がいるものですから、そのものを充てるということで、そこでエリート教育がされてきたということではございません。

○ テレビ埼玉

テレビ埼玉ですけれども、今回の新設される債権回収対策課、地球温暖化対策室、交通環境対策室とあるんですけれども、この3つの中で県内とか全国の自治体で珍しいものとか、そういったのってあるんですか。

○ 市長

そうですね、珍しいものと、みんな、皆さんそれぞれやっぱり行政的な

1つの大きな課題として債権回収、地球温暖化、交通安全ですかね、これは取り組んでおられます。それぞれが名称も違いますし、それから課で行うのか、課内室で行うのか違いますけれども、際立って珍しいということではないんじゃないかなと思っていますが、担当、何かありますか。

○ 事務局 債権回収対策課につきましてはですね、政令市ではほかに5市そういった課でつくってございます。

それから、もう一つの環境のほうの室につきましては八都県市の関係がやっています。関東の八都県市に多く設置されているようでございます。

以上でございます。

○ 埼玉新聞 埼玉新聞です。

具体的なその回収方法というのは、これまでとどう違うものが出てくるのかを1点。

あと、それと3年6カ月という期間が設けられていますが、例えば1年間でどのぐらいの回収率を目指すのか、最終的にその収納率が上がるのかどうかという点をちょっとお伺いしたいんですけども。

○ 市長 じゃ、担当のほうからお願いします。

○ 事務局 具体的な徴収の方法でございますが、先ほどご報告しておりますように、34債権の中から5債権を抽出いたしまして、その5債権の中で高額で困難な案件、これを新しくできる債権回収対策課で集中的に処理をいたします。以前ですと、現在はそうですが、各債権につきましては、各所管課ごとで対応していたところでございますが、10月、この新しくなります債権回収対策課設置後は、横断的にさいたま市として取り組んでいくと。そのために、現在の収納対策課、税の徴収のノウハウを使っていくということになっております。

それから、成果でございますが、これは今後、債権回収対策課設置後、早急にそれぞれの債権ごとに実施計画、こちらを立てまして、それぞれ1年後と、それから3年後までの効果をつくっていくという予定になっております。

以上でございます。

○ 埼玉新聞 そうしますと、数字的には現在はないということですか。

○ 事務局 はい、現在は算定しておりません。

- 埼玉新聞 あと、具体的にどういう方法でその回収に当たるのでしょうか。例えば訪問して市民の方にお問い合わせするとか、そういったことになるんですか。
- 事務局 具体的な徴収の方法でございますが、文書による催告、それから電話による催告、それから今おっしゃいました臨戸による徴収あるいは現地調査、このような方法で具体的に徴収を行っております。
- 公債権につきましては、現在税務で行っております差し押さえ等まで考えております。
- 以上でございます。
- 小宮副市長 今電話でやっている収納方法どうでしたっけね。
- 市 長 説明して。それで、幾らぐらい納まったか。
- 事務局 今の話題でございますが、現在昨年10月1日からさいたま市ではさいたま市納税催告センター、こちらを開設いたしてあります。本庁に事務室を設けまして、民間のノウハウを活用ということで、民間の債権回収会社からオペレーター7名プラス管理者1名ということで、8名で休日、夜間、この時間帯を中心に現年課税分、その年に課税をされました新しい税金、この税金を対象に納税の呼びかけを行っております。成果でございますが、昨年度、平成19年度の成果が約2億6,000万円でございます。実際には現年、新しい税金につきましては今さいたま市納税催告センターというセンターを開設いたしまして、現年課税分につきましては対応しております。
- 以上でございます。
- 埼玉新聞 昨年の10月から電話での催告によって2億6,000万円の成果が上がっているということでよろしいんですか。
- 事務局 そうでございます。
- 埼玉新聞 ありがとうございます。
- 毎日新聞 これ債権所管課が新しく新設されたら、今できているその市の納税催告センターはどうなるんですか。
- 事務局 納税催告センターといいますのは、市の組織ではないといいますか、民間からの派遣を受けて開設をしているものでございます。ですから、そのままそれは残ります。
- 市 長 あのね、催告センターは現年分きりできないでしょう。現年分だけでし

- よう。
- 市長 だから、今度のは、たまったやつもできるんだと、その辺の説明してください。
- 事務局 わかりました。
- さいたま市の催告センターにつきましては、対象を現年課税分、新しい税金だけを呼びかけの対象としておりますが、今回債権回収対策課、こちらで取り扱います未納案件につきましては、現年課税分はもちろんでございますが、古い税金、その年度よりも以前にかけられた古い税金、滞納繰り越し分と申しますが、こちらも対象として徴収を行うものでございます。
- 以上でございます。
- 朝日新聞 すみません、繰り返しになって申しわけないんですけど、さっき三百七十何億という説明がございましたけど、ここに紙に書いてある322億5,000万円に対する18年度というのは数字は出ないということですか。
- 事務局 この調査を始めた段階でございましたので、現在数字は持っておりません。
- 毎日新聞 すみません、決算に占める割合ってわかりますか。
- 毎日新聞 平成19年度決算見込みが約322億5,000万円、全体に占める割合ってわかりますか。
- 事務局 データを持っておりません。申しわけありません。
- 朝日新聞 細かいんですけど、市民1人当たりでいわゆるいろんな税金滞納で最高額とかというのはわかりますか。一番1人でこれだけの滞納の方がいらっしやるとか。
- 事務局 私ども市税を担当しておりますので、市税を一例で申し上げますと、1億以上の方が滞納案件がございます。
- 朝日新聞 これは法人ですか、個人。
- 事務局 個人でございます。
- 毎日新聞 この案件、1億以上の案件って1件だけでいいんですか、何件かあるんですか。
- 事務局 1億以上につきましては2件ございます。
- 埼玉新聞 これは市税だけですか。市税でというふうにおっしゃったんですか。

- 事務局 はい、今のケースは市税だけでございます。
- 市 長 朝日さんの質問はあれでしょう、AさんならAさんという人がいろんな多岐にわたってどうなんだと。
- 朝日新聞 はい。
- 市 長 名寄せをしているのかしていないのかという話でしょう。
- 朝日新聞 そういう話です。
- 市 長 それはどうなの。
- 事務局 それは、まだ名寄せは今の時点ではしておりません。
- 市 長 そこで、債権回収対策課のね、大きな役割が出てくるわけで、AさんならAさんで名寄せをして、この人は市税で幾ら、何で幾らというふうに出してですね、トータルでの回収を図るということが一番大きな目的の一つです。
- 事務局 先ほどのさいたま市納税催告センターの説明で補足をさせていただきます。さいたま市納税催告センターで扱っております滞納案件は、市税だけの滞納案件でございます。今回設置をされます債権回収対策課では、市税を含めましてほかの市の未納債権34債権を対象とするものでございます。
- 埼玉新聞 確認ですけれども、催告センターの扱っているのは市税の現年課税分のみ。
- 事務局 そのとおりでございます。
- 埼玉新聞 それ以外を今回の対策課のほうで扱うという、対策課のほうはすべてを扱うということですか。
- 事務局 はい。市税だけではなくて、ほかの未納債権も扱うということでございます。
- 埼玉新聞 ほかの市町村の状況も含めてなんですけれども、こういった対策課を設置されて、その成果が上がっているんでしょうか。
- 市 長 先ほど他の政令市でもやっているのかというふうなお話もありまして、それで現在まで全庁的な債権回収対策を検討、実施しているのは政令市では13市というふう聞いておりまして、広島、千葉、札幌、北九、仙台、浜松、境、静岡、さいたま市、川崎、大阪、福岡、神戸と。当市は、本年2月に本部を設置しておりますので、一応9番目ということになります。また、高額困難事案の集中処理を実施しているのが5市で、現段階では当市が6番目ということではありますが、これでそれぞれの市の効果額という

か、回収額等については調査はいつていますか。

- 事務局 いろいろな制度については確認しておりますが、この中で特に成果額については把握はしておりません。
- 朝日新聞 すみません、滞納の件数自体は何件あるんですか、今回現時点で。債権回収対策課さんのほうでこれから集中整理を行う案件というのは現時点で。
- 事務局 先ほど報告をさせていただいておりますが、今のところ約1,400件を対象というふうに考えております。
- 朝日新聞 これは、目標じゃなくて対象件数なんですね。
- 事務局 はい。
- 毎日新聞 1,400件程度を処理する予定というのは、これは1年間ですか、それとも24年までですか。
- 事務局 この約1,400件と申しますのは、10月1日に債権回収対策課、こちらができて、各所管課から5債権になりますが、これを受ける予定の件数ということになります。5債権の件数という、予定件数ということでございます。
- 毎日新聞 処理する目標件数でもあるわけですよ。
- 事務局 はい、そうです。
- 毎日新聞 この処理を終わらせるのは平成24年まででいいんですか。
- 事務局 はい。
- 毎日新聞 24年の3月まででいいんですか。
- 事務局 ええ。これは、毎年度また新しく滞納が出るケースがありますので、これはローリングをしていくという予定でございます。ですから、この1,400件で固定ではなくて、毎年毎年年度ごとに滞納状況というのは、未納状況というのは変わってまいりますので、ローリングをしていくという予定、計画となっております。
- 東京新聞 毎日さん、よろしいですか、今のお答えで。
ほかにいかがでしょうか。
それでは、市長の説明の質疑を一応終えて、次に移りたいと思うんですが、よろしいですね。では、幹事社としての代表質問をさせていただきます。2点ありまして、まとめてしますので、よろしく願います。
1点目はですね、市長は9月議会で、本年度中に新市庁舎建設基金の設

置条例を提出したいと答弁されました。合併協定書には、「新市成立後、速やかに庁舎建設基金を創設する」とあり、既に7年以上が経過し、速やかとは言えないと思われませんが、いかがでしょうか。

他の政令指定都市等の状況などから、目標額、建設地、庁舎本体などについての市長をお考えをお聞かせください。

2つ目、2つ目についてはですね、前回定例会見でも市長のお考えというのは聞いてありますので、ダブらないよう質問をしたいと思いますが、後期高齢者医療制度については舛添大臣も廃止ととれるような見直し案とか、きのうの再任の会見でも廃止はしないというようなことを言ったりして、ちょっと大分国のほうが揺れていますので、でも廃止かどうかわかりませんし、廃止するとしてもすぐなくなるものではないので、一応しばらく続くという前提で質問させていただきます。

この制度がスタートして6カ月が過ぎようとしています。政府も制度不備、実施方法・広報の稚拙を認めて制度を改め、7月に交付金に関する省令を改正し都道府県と各広域連合に通知した状況ですが、この制度のすき間を埋める市独自の事業などお考えがあればお聞かせくださいということです。よろしくお願いします。

○ 市 長

先ほどの議題3のですね、さいたま市民まつりについて何の質問もいただかなかったんですけども、ぜひ取材方をよろしく願いをして、なるべく紙面を大きく新聞を出してください。テレビ埼玉さん、よろしく願います。これは、取材をまずよろしく願いを申し上げます。特に日本のまつりというのは、もうあと何年来るかわかんない祭りですから、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、代表質問にお答えをしまいたいというふうに思っております。本会議でも答弁で申し上げたんですけども、3市の合併から8年目を迎えた現在、市民生活の安心安全などに向けたソフト事業の充実や基盤整備などが進み、さいたま市としての都市の形がようやく整ってきたというふうに認識をいたしております。

私といたしましては、合併協定書でうたわれている「速やかに」とは、まさにこのように、市の礎が定まってきた段階において、と理解をしております。将来の区役所等の更新も視野に入れつつ、協定書の趣旨を踏ま

えて、基金を設置すべき時期を迎えたものと考えておりますが、具体的な基金の目標額等については、今後検討してまいります。

また、庁舎整備に関する考え方ですが、今後検討していただくものでありますので、現時点で具体的なことについてはちょっと言及できませんけれども、指定都市の庁舎となりますと、他市の例を見ましても、建物の規模や用地などもある程度の大きさとなっておりますので、これらも参考に、本年中に設置予定の市民参加による検討組織において、幅広く意見交換をし、検討していただきたいというふうに考えているところであります。

次に、後期高齢者医療制度に関するご質問であります。国では、本年6月12日、政府与党の長寿医療制度の見直し策に対する財源措置として平成20年度特別調整交付金の交付基準が示されたところでございます。

対象事業としては「特別対策に関する広報の実施等」について、「きめ細やかな相談のための体制の整備等」について、「長寿・健康増進事業の実施」についての項目があります。

まず、1つ目の「特別対策に関する広報の実施等」につきましては、低所得者を対象とした保険料の軽減策や年金天引きから口座振替の選択ができる普通徴収の拡大に関するお知らせ文を7月時点での全対象者に送付させていただいた後期高齢者医療保険料額通知書に同封をいたしました。

そのほか、さいたま市ホームページへの掲載、高齢者が多く集まります老人福祉センターでの説明会の開催など周知に努めてまいりました。さらには、市報さいたま10月号への掲載、今後、全対象者に対しまして、改正点を含めた、本制度についてのわかりやすいパンフレットを送付をする予定といたしております。

次に2つ目の事業であります「きめ細かな相談のための体制の整備等」につきましては、区の窓口において市民の皆様に懇切丁寧な対応に心がけわかりやすい窓口体制の整備に努めております。

また、3つ目の事業であります「長寿・健康増進事業の実施」といたしましては後期高齢者の人間ドック助成事業等の保健事業についてですが、広域連合が実施主体であり、保険料への影響など考慮して埼玉県広域連合では、健康診査事業のみの実施といたしたところです。

しかし、今般の見直し策において広域連合や市町村の創意工夫による健康増進への取り組みを促進する方針が示され人間ドックについても特別調整交付金の対象とされたところであり、市といたしましては、あくまで人間ドック助成事業の実施主体は広域連合であることから、引き続き広域連合や関係機関との調整を図るなど慎重に検討してまいりたいというふうふうに考えているところであります。

また、舛添大臣等々の発言ですが、きのう内閣も入れかわったところでありまして、舛添さんは続投ということになったわけでありましてけれども、発言内容がですね、報道でなされておりますように、後期高齢者医療制度を根本的に変えるんだという意味での発言にとらえておったマスコミが非常に多かったわけですが、その後の修正でやっぱり75歳以上は何らかのことをやるんだというふうなニュアンスにちょっと変わっておりまして、定かではございません、現在ですね。麻生総理もそれについては大変心配をされておりますので、近々ですね、政府としての方針が出るだろうというふうに思っております、これについてはやはり国がどういうふうな制度を考えられるのか、それを注目してそしゃくしてからでないと、具体的に地方としては動きづらいなど、こういう段階だろうというふうふうに考えております。

以上です。

○ 東京新聞 まず、1点目についてですが、お答えは大体議会のときのお答えとほとんど変わらないですが、例えば他市の人口規模等からしてですね、同じくらいの人口規模からしてのその目標額とかというのは、参考におわかりであれば伺いたいたいです。

○ 市 長 今の基金につきましては、申し上げましたように本年度中に基金の設置条例の提案を行いまして、平成21年度、来年の3月議会になりますが、当初の積み立て、これを予定をさせていただいています。なお、基金の積立額につきましては他政令市の事例、それから本市の財政状況等を踏まえて検討してまいりたいというふうに思っております。

敷地面積で比較をしてみますと、最大が千葉市で4万8,735平米、それから最小が札幌市で9,362平米、平均が2万2,772平米ということでございます。さいたま市ですが、ここの今の現の市役所の市庁舎

ですね、この面積については3万8,036平米ということで、他の平均と比べましても5割増し以上ということで、敷地面積的には十分なのかなというふうに思っております。

延べ床面積については、どういうものをつくるかによって全く違ってくるというふうに思いますが、最大が今大阪で12万5,000平米、最小が浜松で3万6,000平米、平均が6万6,000平米、現市庁舎のさいたま市は4万4,000平米ということになっておりますが、ただ最近の傾向としてはですね、市庁舎単独ではなくて住民のコミュニティーセンターでありますとか、そういったものも併設をするということも多いわけでありまして、これからどのような形がいいのか、検討組織によってですね、いろいろたたいていただこうかなというふうに思っております。

○ 東京新聞

次、2点目のですね、後期高齢者の関係なんですが、先ほど市長もおっしゃっていた人間ドック助成の件なんですが、これは4月末に厚労省が、実際やったのは県ですが、調査をやって、県内でも大体11ほどの自治体が助成をしているんですが、先ほどの見直しをして、7月下旬以降に再調査した段階で、これが大体ほぼ倍の20以上、不確実な面もありますけれども、22というふうなことの数字も出ていますけれども、これはどういうことかといいますと、やっぱり余り批判が出ていたことだったので、今まで実施していたところが今回の制度スタートで助成打ち切りということだったものですから、県の広域連合もやっていますので、これに対して確かにさいたま市は一応打ち切っているわけですね。それで、実施主体は広域連合だというふうに市長もおっしゃったんですが、今回この人間ドックについては助成をすると、手を挙げれば助成をするということをおっしゃっているんで、ちょっと状況が変わったものですから、それでも実施主体は広域連合だということは、市長としてはあると思うんですけども、今後助成について実施する考えはないのでしょうか。

○ 市長

後期高齢者の人間ドック助成事業の実施に当たりましてはですね、実施方法と内部調整はもとより、かかわりのある医師会、ですから広域連合、国保連合会、こういった団体ですね、事務的な調整を図る必要あるだろうというふうに考えておまして、さいたま市では埼玉県の高域連合から受託をして行う健康診査事業において受診者に求められております1割の自己負担

分を市が負担をすることで無料とするという積極的な実施を通じまして疾病の早期発見や保健指導の実施による生活習慣の改善、疾病予防など健康保持、増進策を重点的に進めておりますことから、まずは健康診査事業の推進に努めるという考えでございます。その後いろいろ調整等もできた段階でまた人間ドックということも考えなきゃいけないでしょうし、先ほど申し上げましたように、国のですね、方針がまだどっちにいくのか見定めなければいけない段階でありますので、確たることは非常に申し上げづらいんですけども、やはり最大のサービスをできる限りしてまいりたいという方向には変わりはありません。

○ 東京新聞 長くなって申しわけないんですが、もう一つ同じ高齢者関係なんですけども、療養型病床の関係で、これもやっぱり批判の多かったものだったんですが、これについては対応型を全廃して医療型を削減するというところで、これもじゃ重い病気等を持っているお年寄りはどうするのかと、ほうり出されてしまうのかというようなことなんですけども、国の方向としては在宅へという方向で、もちろん医療費の削減が大目標ですから。さいたま市としましてこういう今回の制度からですね、高齢者のケアという面から療養型医療、これは病院、医療機関だけの問題なのかどうかということもあると思いますけども、何らかの対応というのは今後考えていくことはあるのかということ伺いたいんですが。

○ 市長 対応については担当から答えさせます。

基本的にはですね、国が医療費の削減ということをずっと進めていて、そのことに関するきしみ、痛み、いろんな問題が当然出てきております。これについては、またそれぞれの自治体もしくはまた国が考えていかなければいけないということは多々あるかというふうに思っておりますけども、一番基本的なことというのは私は国民皆保険制度、これをどう維持するかということが実はその根幹にある一番大事なことだろうと思うんですね。よその国のことを言ってもしょうがありませんけれども、例えば中国なんかそうですね、完全な社会主義のときには医療費ってオール無料だった。それがある程度資本主義の導入によってですね、医療費がほとんど自己負担になってしまった。現実としては、医療にかかれないという人が非常にふえた。アメリカでも全く同じ話でありまして、医療費がみんな自己負担ですから、医療にかかりづ

らい人が非常に多くなってきた。まさに医療格差が広がってきた。それをどう防ぐかという一番の基本の基本は僕はやっぱり世界に冠たる国民皆保険制度だろうというふうに思っておりまして、そのサービスが多少ですね、減退するようなことがあっても、この皆保険制度そのものをなくすということに関しては、これは絶対避けるべきだろうというふうに私は思っております。

市独自の対策については、何かあったらお願いします。

- 事務局 先ほど介護型から在宅型対応ということでございますが、こちらのほうにつきましては、大変申しわけございません、年金医療ということではなくて、介護保険課が現在担当しておりまして、介護保険課より後ほど回答をさせていただきますこととなります。よろしく申し上げます。
- 市長 所管が違うから、わからないそうです。縦割り行政が非常によく出ておりまして。
- 東京新聞 伺いたかったのは、介護保険からのものにしても医療保険からにしても療養型病床を削減する、全廃するという方針の中で市としては何か考えなり検討すべきことは、していることなりはあるのか、どういう方向性を持つべきなのかという、その辺のところいかがかなというふうに聞いているんですけど。
- 事務局 療養型医療施設につきましては、介護型の医療ベッドについてはこれはなくなると。それから、医療型につきましては一応当初縮減すると、減らすという方針が国のほうから出されておりましたが、埼玉県では今医療型のベッドのほうは減らさない方向にあるというふうに情報が入ってきています。今さいたま市内には介護型のベッドを持っている療養型医療施設というのは3施設ございまして、そのうち2施設につきましては医療型のベッドに転換をするという意向をお持ちになっています。1施設については、まだ方針が決定していないと。それから、医療型のベッドを持っている療養型の施設ですが、これについては今のベッド数を減らすという方向は出ておりません。ですから、ご心配のそこを利用されている方たちの今後の行き場については当面問題がないと、そのように考えております。
- 東京新聞 私からこれで結構です。
代表質問についての質問はございますか。
- 毎日新聞 先ほどからおっしゃっていますけれども、後期高齢者医療制度について結

構国の方針がふらふらしていると。さいたま市でも先ほど市長のおっしゃったように広報活動なんかで既に時間もお金も割いているわけで、それに加えてまた国の方針がふらふらするとまた附帯でいろいろお金も時間もかかるわけなんです、それは。

- 市 長 無駄でしょうね。
- 毎日新聞 無駄については市長からは何か。
- 市 長 やっぱそういう流れの中で来ておりますから、いろんな方針が示されておりますから、それについて自治体もやらざるを得ないということなんですけれども、ただ少しスピードダウンをして様子見たほうがいいのかなという思いはありますけどね。結局法律事項だからね、法律事項で国会で決められた法律ですから、これは遵守せざるを得ないというのが自治体の立場なんで、その辺はご理解いただければというふうに思いますけども。
- 毎日新聞 法律がころころ変わっちゃうと困るということですね。
- 市 長 困りますね。非常に困りますね。100年変わらない法律も困るしね、その辺がやっぱり国会の最大の役目なんでしょうね。今何を国民が求めているかということを見定めて、古い皮から脱皮をして新しい法律をつくっていくということがやっぱり一番求められることなんじゃないでしょうか。
- テレビ埼玉 新庁舎の関係なんですけど、先ほどからお話あったように、建設の是非も含めて今後検討されるということなんですけれども、市長は17年間こちらで執務されて、率直な感想としてかなり古いから、やっぱり建て直したほうがいい、あるいは気に入っているから、このまんまがいい、率直に市長ご自身の感想としてはどうですか。
- 市 長 率直に申し上げて耐震のね、ことがどうなのかということがやっぱり1つ大きくあります。皆さんご承知のように県庁舎ですね、県庁舎なんかも内部の壁が剥落したりして非常に危険な状態だと。ただ、なかなか財政的な面で今建てかえられないんだと、こういう状況に陥っています。この庁舎についてはそこまでの危険度はありませんけれども、ただ新しい建築基準の前の建物でありまして、もう何年たっているかな。32年。32年ぐらい経過をしておりますので、耐震的にはやっぱり弱いところもあるのかな。そんなことも含めて考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。
- 東京新聞 次よろしいですか。

それでは、フリーで結構ですが、そのほか質問ある方質問してください。

○ 読売新聞

先ほどもちょっと触れられましたけれども、鉄道博物館が1周年を来月迎えるということと、コムナーレも1周年迎えるということで、これまでの1年間を見た市長のご感想とこれからの利用価値みたいなことをお話しただきたいのが1点と、あとこれ一応念のためにお伺いしますが、リーマン・ブラザーズの経営破綻の事態がさいたま市に何らかの影響があるのであれば教えていただきたい。なければないで結構です。この2点お願いします。

○ 市長

ご指摘のように鉄道博物館が去年の10月14日にオープンをしてもうじきですね、1年間ということで、当初年間100万人の入館予想、約100億円の経済効果ということが言われておったんですが、実際ふたあけてみますと8月末現在で170万人、年間の経済効果予想が約240億円というふうに言われておりましたですね、かなり予想を上回る方にお見えただいてありがたいことだなというふうに思っております。

先ほどもちょっと申し上げました「鉄道けんてー」と、「検定」というのは平仮名で書いて「けんてー」、検定試験の「検定」と書くとなかなか何か難しいんだそうでありまして、それで「けんてー」ということにして、例えば新幹線のだんごっ鼻は何型と言われたでしょうとか、そういう鉄道マニア的なですね、設問をいろいろつくって、はい、おたくは鉄道マニア度何度というふうなことをやろうと。今その準備も進めているということでございます。いずれにしても大変多くの来館者がございまして、つい先だってもだんごっ鼻のですね、第1号の新幹線(0系)が運び込まれるというんで、かなりニュースになりましたけれども、そういったニュース性が非常にあるなということではありがたいことだなというふうに思っております。

パルコとコムナーレのほうもちょうど1周年という時期に差しかかってまいりました。特に8階の図書館はですね、非常に駅から直近であるということ、夜9時まであいているというようなこと含めまして、月間が約10万人のご利用いただいております。非常にですね、単独の図書館としては全国でも多分指折りだろうというふうに思っておりますけれども、そうやって市民の需要にこたえることのできた施設ができたということは非常にありがたかったかなというふうに思っております、これからもですね、そういった市民需要に合ったものをさいたま文化としてつくり上げていけたらとい

うふうに思っております。

リーマン・ブラザーズのほうは、特には聞いておりませんが、何かありますか。金融機関から何か聞いています。何か聞いています。

- 事務局 特にまだそういった影響は何ってございませませんが、若干法人関係でもし関係する部分があれば、法人市民税を含んで若干の影響があることも想定されているところでございます。
- 市 長 市にダイレクトということはないんですけども、例えば民間の企業で、どっかで影響を受けた人が、影響を受けた企業があつて、その市税が少なくなるよという可能性はあるなというふうには申し上げておりました。
- 埼玉新聞 鉄道博物館についてちょっと関連でお願いしたいんですが、観光のつながりという点では、例えば盆栽町の盆栽とか、ああいったものをつながるという点では開館当初からそれは見込まれていましたが、現時点でそのつながりという点ではどうでしょう、形になってきているんでしょうか。
- 市 長 そうですね、まだ盆栽関連施設もできておりませんし、もちろん人形もできておりませんから、何ともまだ申し上げられませんが、ただ現実的にね、ミニバスか何か仕立ててですね、鉄道博物館に行って、帰り岩槻のほうへ行ってウナギ食べて帰るというコースが確立をされているようであります、これは市が関連している話じゃありませんけれども、そうやって自然発生的にも出てくるのかなというふうに思っております。
何か特別秘書のほうであるかい。
- 事務局 半日コースということですね、それぞれの観光、鉄道へ行く人が続いて盆栽へ行くということは、趣味の違いもありますのでね、ですから多分全体を見たいということだと、鉄道へ行って、盆栽へ行ってということがあると思うんですが、多分今考えているのはそれぞれの観光大使がいるような、それぞれの目的に合わせた観光コースというふうに考えていますんで、鉄道もその一部門だというふうに思っています。
- 市 長 鉄道は、今申し上げているように入りづらいですよ、込んでいて。非常に込んでいると。だから、今でもまだ土日なんかはかなり混雑していて、札どめみたいになっている状況もあるんじゃないでしょうか。
- 埼玉新聞 ちょっと続いてお願いします。昨日麻生新政権が誕生しましたが、昨日コメントをいただいたんですけども、市長の率直なご感想と、選挙も近いこと

ですけども、期待する点について生の声でお願いしたいんですけども。

- 市長 そうですね、麻生さんについて言えば非常に率直、明快な方ですから、閣僚名簿も異例で自分で発表されて、この大臣にはこれをやってほしいんだということを明快に述べておられましたので、期間的にですね、果たして、一番長くとも1年、衆議院の任期までということですから、そういう短期間の中でどの程度できるかわかりませんが、ぜひ手腕をですね、発揮をしていただけたらなというふうに思っております。きょうも農水省のほうの例の事故米の話で新しく農水大臣になられたのどなただっけ、あれ。

- 事務局 石破(茂)。

- 市長 石破(茂)さんだね。石破(茂)さんが民間から調査をさせるというようなことも一つの方法だということもインタビューに答えて言っておられましたけれども、そういう率直な反省、率直な行動、そういったものを大いに私どもとしては期待をしたいなというふうに思っております。

先ほど来いろいろ話題に出ておりました後期高齢者の医療についてもですね、とにかく早い段階での方向をね、出してもらいたいな。そうしませんと本当に地方自治体は動けませんのでね、それをぜひお願いしたいというふうに思っております。

- 埼玉新聞 来年の5月に市長選がございます。もう半年ちょっとということですけども、市長選について現時点での相川市長のお考えをちょっとお聞かせいただきたいと。

- 市長 毎回同じ答えです。まだ表明しておりませんので、何とも申しわけございません。

- 埼玉新聞 どうもありがとうございました。

あと、きょう午前中に人事の発表があったかと思いますが、市長公室に今度新設で副理事という、こちらの職務の具体的な内容についてちょっとお聞かせ願いたいんですけども。

- 市長 副理事、特命担当ということで設置をいたしますけども、先ほどから話が出ていた環境問題が1つ、それから国際化の問題、それから観光コンベンション政策、いわゆる全庁横断的に対応しなければならない課題が多々ございますので、市長公室に部長級の職員を配置をして総合調整機能、これをさらに充実をさせようというねらいであります。もちろん市長公室そのものが総

合調整機能ということでありまして、それをさらに強化をするということでありす。

- 埼玉新聞 これは、市長のマニフェスト実現と……
- 市 長 マニフェストについてもずっと検証しておりまして、できたもの、できないものというふうに丸、3つ星、2つ星、1つ星とやっておりますから、それについてはそれなんですけれども、マニフェストというのは自分でつくるもんですけれども、新たな行動計画、そういったものをつくっていくときに、総合振興計画の行動計画ですけれども、そういったものをつくっていくときにやはり例えば国際化、観光コンベンションなんていうのは物すごく幅が広いわけですね。先ほどもちょっと東京新聞さんからご質問いただいたんですけど、福祉でもね、課が違うからわかりませんという、そういうことが余りないようにね、していかなきゃいけないだろうという意味での総合調整機能の強化というふうにとらえていただければありがたいなというふうに思っています。
- 埼玉新聞 嫌らしい勘ぐりで申しわけないんですけども、ちょっと選挙絡みのような機運もあるんですが……
- 市 長 全然。
- 埼玉新聞 全然ないですか。
- 市 長 全然関係ありません。
- 埼玉新聞 わかりました。ありがとうございました。
- 朝日新聞 ちょっと時間、時期あいちゃったんですけども、例の市町村別の学力調査の結果発表について、さいたま市さんはすぐ発表しましたけども、上田知事がやっぱり発表すべきだという考えをお示しになられて、相川市長はこの市町村別の公表について改めてどういうふう考えた上で発表したのか。
- 市 長 あれは、文科省のほうは一応県のランクは発表するけれども、各市町村個別については自主発表だと。やりたいところはやりなさいよと、やりたくないところはやらないでいいですよと、こういう縛りですから、そういった意味ではそれぞれの市町村の考え方なのかなと。ただ、ある意味では目標設定という面においては上田清司埼玉県知事が言われるようにですね、自分の町というのはどの程度なんだなということが、もちろん個々の学校は出すことはまず厳禁だろうというふうに思っていますけれども、市全体として、町全体と

してはですね、自分の町のレベルはこうなんだなということを自覚をして、そしてまた切磋琢磨をしていくということが必要なのかもしれません。さいたま市の場合は合併をしてですね、旧の4市が合併しておりますから、そういった意味で子供さんの学力に不安を持たれる保護者の方もおられるかな。そういった中では結果をですね、できるだけ早くお知らせをしてですね、さらにまたみんなで頑張ってみましょうということがいいのかなというふうに思っております。

1つだけ言っておきますと、やっぱり今「早寝早起き朝ごはん」という標語で子供の生活習慣を正していこうよということを八都県市なんかで言っているんですけども、やっぱり朝御飯を食べる子と食べない子とは例の学力調査かなりポイントが開いているようですね。食べた子のほうがはるかにいいようであります。朝、炭水化物を多少とるということは、脳のエンジンを動かす燃料になるというふうに医学的に言われているようでありますから、確かにそうなのかなというふうな、そんな福祉的なですね、こともございました。

- 東京新聞 ちょっと時間がどうでしょう。
- 市 長 時間ちょっと無理だな。あと1問だけ、じゃ。
- 東京新聞 簡潔にお願いします。
- 埼玉新聞 じゃ、手短に。先日見沼区の貯水管工事の入札の関係で、資料に不備があって最低制限価格がわかってしまうということがあって入札が中止になりましたけれども、これ業者が正直になぜわかったのかということ申告したからわかったわけで、結構問題は深刻なんじゃないかと思うんですけども、今後の再発防止策と、あと職員の処分について何か考えておられるようでしたらお願いします。
- 市 長 今回の事件なんですけど、大変公共調達に対するですね、行政の信頼を失いかねない事態であるということは承知をしております。再発防止のために9月の22日に各所属長に対しまして事務処理体制の見直しを改めて指示をしたところであります。今後は、工事関係部の連絡会議、公共工事適正化連絡協議会等によりまして再発防止のための横断的な検討を行ってまいります。特に電子媒体による貸し出しは、今回のように目に見えない情報が含まれている場合がありますので、チェックが難しい部分もありますので、設計

図書の作成方法の統一化などにより再発防止を図りたいというふうを考えております。

じゃ、詳細につきましては小宮副市長のほうから。

- 副市長 私のほうから処分についてちょっと申し上げますと、ご案内のとおり今回の事件については単純ないわゆる電子のデータのミスによると。そういったことで生じたわけで、所属職員を指揮監督し、また適正な指導を行う義務を怠ったと、そういうところに原因があるんじゃないかと。そういったことで北部と南部の建設事務所長の責任は大変重大だということで、同所属長に対しまして今後二度とこういうことが生じないように、また所属職員の指導徹底を図り、こういう事件が重ならないことを厳重に口頭で注意をいたしました。
- 東京新聞 よろしいですか。
市長、どうもご苦労さまでした。
- 市 長 どうもありがとうございました。
- 東京新聞 これで質問は終わります。
- 進 行 以上をもちまして記者会見を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後2時45分閉会